

見附市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第6号

見附市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 見附市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年見附市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第17条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第17条の4第3項を次のように改める。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職

員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があるものと認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第25条の2第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に改め、「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用する者として当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第3号中「（1箇月当りの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（第1号）」を「（第1号、次項及び第5項）」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「。第1号」を「。第1号及び次項」に改め、同項第1号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に、「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、「。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当りの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当りの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第4項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職

員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項」に改め、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第25条の5第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第25条の9中「、第16条、第17条、第17条の3及び第25条」を「及び第16条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

一般職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200

短時間 勤務職 員以外 の職員	2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356, 900
	3	185, 800	233, 000	267, 300	301, 800	324, 900	358, 500
	4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326, 600	360, 100
	5	188, 000	236, 000	269, 300	304, 600	328, 300	361, 700
	6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330, 000	363, 500
	7	191, 300	239, 000	271, 300	306, 700	331, 700	365, 000
	8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600
	9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000
	10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600
	11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200
	12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700
	13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600
	14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500
	15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400
	16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200
	17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700
	18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500
	19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200
	20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800
	21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500
	22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900
	23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300
	24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700
	25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100
	26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300
	27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500
	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500
	29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600
	30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800
	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900
	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000
	33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700
	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100
	36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
	37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400

38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700

74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			
98		300, 600	350, 200			
99		301, 000	350, 600			
100		301, 400	351, 000			
101		301, 600	351, 500			
102		301, 900	351, 900			
103		302, 200	352, 300			
104		302, 500	352, 700			
105		302, 700	353, 200			
106		303, 000	353, 600			
107		303, 300	353, 900			
108		303, 600	354, 200			
109		303, 800	354, 700			

	110		304, 200				
	111		304, 600				
	112		304, 900				
	113		305, 100				
	114		305, 300				
	115		305, 600				
	116		306, 000				
	117		306, 200				
	118		306, 400				
	119		306, 700				
	120		307, 000				
	121		307, 400				
	122		307, 600				
	123		307, 900				
	124		308, 200				
	125		308, 500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、
第 3 6 条及び第 3 7 条に規定する職員を除く。

(見附市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 見附市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 7 年見附市条例
第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「、第 1 7 条」を削る。

(見附市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 見附市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年見
附市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを
1 号ずつ繰り上げる。

第 1 2 条の 2 第 3 項中「週休日又は休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後

10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

第22条中「、第6条の2、第8条」を削る。

（見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年見附市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条中「36万9,500円」を「37万400円」に改める。

第10条第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第18条第3項中「週休日又は休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

第29条第1項中「、第10条、第13条」を削る。

（見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年見附市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改める。

附則第4項中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定（第7条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定（第7条に係る部分に限る。）は令和6年4月1日から適用する。

（号給の切替え）

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において見附市一般職の

職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった者の切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- ３ 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- ４ 切替日から令和８年３月３１日までの間における第１条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第１６条、第３条の規定による改正後の見附市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この項において「改正後上下水道局給与条例」という。）第５条及び第４条の規定による改正後の見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この項において「改正後病院給与条例」という。）第６条の規定の適用については、改正後給与条例第１６条第２項、改正後上下水道局給与条例第５条第２項及び改正後病院給与条例第６条第２項中「（５） 重度心身障害者」とあるのは
- 「（５） 重度心身障害者

（６） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、改正後給与条例第１６条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- ５ 改正後給与条例第１７条の４第３項及び第２５条の２第４項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

一般職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17

30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53

66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			

102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			